

山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの（こども（出生の日から18歳に達する日以後における最初の3月31日までの者））

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	山形市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの（こども（出生の日から18歳に達する日以後における最初の3月31日までの者））
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年市条例第三十号）別表第一第2の項 山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの（こども（出生の日から18歳に達する日以後における最初の3月31日までの者））

⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第1条	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第1条及び第3条第2項第2号
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p>	<p>第一条</p> <p>この条例は、（市民福祉の向上を図る）ため、この市が行う福祉医療給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。 第三条第二項給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、（この市の住民基本台帳に記録され、かつ、社会保険各法の規定による療養の給付を受けることができる者のうち、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める者）とする。</p> <p>（2）こども医療給付金（こども）</p>
⑦独自利用事務の関連規範		山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）、山形市福祉医療給付金支給条例施行規則（昭和四十九年市規則第十五号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第1項、山形市福祉医療給付金支給条例施行規則（昭和四十九年市規則第十五号）第4条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第1項の規定によるこども医療給付金の支給対象者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h1	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h2	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ホ	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第2項、山形市福祉医療給付金支給条例施行規則（昭和四十九年市規則第十五号）第7条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第1項の規定によるこども医療給付金の支給対象者の申請内容の変更の認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年10月20日
独自利用事務の対象者	子ども（出生の日から18歳に達する日以後における最初の3月31日までの者）
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月11日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	18
保護評価書の名称	山形市福祉医療給付金支給条例による子ども医療給付に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=8&kk_name=山形市&ev_name=子ども&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=20&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=11&opn_date_to_day=20&count=20&search=検索
委任関係	